

# 「化学物質管理者講習」について

公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会

◎令和4年5月に労働安全衛生規則の改正が行われ、化学物質管理は物質ごとに定められたばく露防止措置を守る法令順守型からリスクアセスメント結果をもとに事業者が管理方法を決定する自律的な管理へと手法を変えることが求められます。

◎令和6年4月から化学物質を製造し、又は取り扱う事業場においては「化学物質管理者」を選任し、化学物質に関わるリスクアセスメントの管理等化学物質の管理に係る技術的事項を管理させる必要があります。

## 「留意事項」

### 1 選任が必要な事業場

労働安全衛生第57条の2の通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。＊）を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- ・個別の作業現場ごとではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに選任すれば可。
- ・原材料を混合して新たな製品を製造する事業場については、その製品がリスクアセスメント対象物に該当する場合は化学物質製造事業場に該当。
- ・一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は対象外。
- ・業務用洗剤等業務における使用が想定されている製品の使用は対象。

### 2 化学物質管理者の要件

- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場：厚生労働省告示に定められた「化学物質管理者講習」（12時間）＝2日間講習の修了者
- ・リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場（製造事業場以外）：厚生労働省通達に示された「化学物質管理者講習に準ずる講習」（6時間）＝1日講習を受講することが望ましい。

### 3 化学物質管理者の職務

- ・ラベル・SDS等の確認
- ・化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ・リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保管
- ・化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ・ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- ・リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

### 4 化学物質管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること。

### 5 化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない。

＊リスクアセスメント対象物：令和5年4月現在 674物質  
令和6年4月 903物質  
数年後 2,900物質へ

◎ 岐阜県における令和5年度化学物質管理者講習予定について

種別、開催月	① 7月	① 8月	② 10月	① 12月	② 2月
開催日	19, 20日	30, 31日	30日	21, 22日	29日
場所	みの観光ホテル	大垣市職業訓練センター	ワークプラザ岐阜	ワークプラザ岐阜	大垣市職業訓練センター

(注) 1 種別①は製造事業場（2日講習）、②は取扱い事業場（1日講習）です。  
7月の講習は5月10日(水) 9:00受付開始、8月以降の講習は6月1日(木) 9:00受付開始です。8月の大垣講習は(一社)大垣労働基準協会の主催です。

◎ リスクアセスメント対象物の例（全674物質中の例示）

安全データシート	
塩 素	
作成日 2002年12月10日 改定日 2014年3月31日	
<p><b>15. 適用法令</b> 法規制情報は作成年月日時点に基づいて記載されております。事業場において記載するに当たっては、最新情報を確認してください。</p> <p><b>労働安全衛生法</b></p>	<p>名称等を表示すべき危険有害物(法第57条、施行令第18条別表第9) 名称等を通知すべき危険有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) <u>リスクアセスメントを実施すべき危険有害物(法第57条の3)</u> 特定化学物質第2類物質、特定第2類物質</p>
トルエン	
作成日 2001年03月12日 改定日 2006年03月19日 改定日 2009年09月18日	
<p><b>15. 適用法令</b> 法規制情報は作成年月日時点に基づいて記載されております。事業場において記載するに当たっては、最新情報を確認してください。</p> <p><b>労働基準法</b> <b>労働安全衛生法</b></p>	<p>疾病化学物質 第2種有機溶剤等 危険物・引火性の物 名称等を表示すべき危険有害物(法第57条、施行令第18条別表第9) 名称等を通知すべき危険有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) <u>リスクアセスメントを実施すべき危険有害物(法第57条の3)</u> 作業環境評価基準</p>
ガソリン	
作成日 2006年05月13日	
<p><b>15. 適用法令</b> <b>労働安全衛生法:</b></p>	<p>名称等を表示すべき危険有害物(法第57条、施行令第18条別表第9) 名称等を通知すべき危険有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) <u>リスクアセスメントを実施すべき危険有害物(法第57条の3)</u> 危険物・引火性の物</p>

☆ 事業場で使用している物質がリスクアセスメント対象物かどうかは、安全データシート（SDS）を見ることで確認できます。